

令和 7 年 度 事 業 計 画

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

1 目的

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンターは、平成 7 年 4 月 1 日に「小笠掛川勤労者共済会」として設立され、「財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター」を経て、平成 25 年 4 月から「一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター」に移行しました。

当センターは掛川市、菊川市及び御前崎市内の中小・小規模企業に勤務する勤労者と事業主に対し、総合的かつ効果的に勤労者福祉事業等を提供し、中小・小規模企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とします。

2 事業方針

平成 28 年 12 月に「静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例」、平成 30 年 4 月からは、「掛川市協働による中小企業振興基本条例」及び「菊川市中小企業及び小規模企業振興基本条例」が施行され、商工会議所や商工会そして勤労者福祉サービスセンター等中小企業関係団体は、中小企業・小規模企業に対し、積極的な支援に努めることが条例化されました。

平成 30 年 6 月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、働き手の立場に立った魅力ある職場環境整備による人材確保、就労促進を進めてきました。

コロナ禍を乗り越えた現在、労働環境を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに柔軟に対応し勤労者がより働きやすい環境を提供することが不可欠となってきました。

OK！ワークといたしましても、加入事業所、会員の皆さまへ「魅力ある職場づくり」のため地域に密着したきめ細かな福利厚生サービスの提供に取り組んで参ります。

広域での事業展開として、東海 4 県で構成する東海ブロック、県内 16 の共済団体での共通課題の検討、特に西部ブロック 4 団体(浜松、磐田、袋井、小笠掛川)では共同事業の推進を図って参ります。

事務局については、会員サービスの向上を第一に考え、会員のニーズの多様化、状況に即応した事業の充実、これを展開する運営を行って参ります。

3 法人事業内容

法人事業について、以下のとおり実施します。

- ・ 事務効率の改善及び、事務の見直しによる管理費の圧縮など今後もさらに事務改善を進めていきます。
- ・ OK！ワークホームページ等に加え公式 LINE を導入し、情報発信・公開に努めます。
- ・ 役員の皆さまのニーズに合わせた評議員・理事・監事合同研修会を開催します。

4 実施事業内容

(1) 健康維持増進支援事業（定款第4条第1項第1号）

- ・ 予防検診として、人間ドック受診料補助事業（生活習慣病・成人病検診、婦人科検診、一般検診、脳検診）、インフルエンザ予防接種補助事業を実施し、健康の維持増進を支援します。
- ・ 健康づくり事業として、昨年度に引き続き「OK！ワークボウリング大会」の開催を予定しております。
- ・ その他軽スポーツ教室や各種大会、健康体験講座等への参加を支援いたします。

(2) 余暇活動を支援するための事業（定款第4条第1項第2号）

- ・ 会員とご家族の余暇活動を促進し、心身のリフレッシュと会員相互の親睦を図るため、各種事業を提供いたします。
- ・ 各種チケット（観劇・歌謡コンサート・ホテル等のランチ・グルメカード）及び TOHO シネマズパスポートチケット等、利用券・割引券等を格安で斡旋します。
- ・ OK！ワーク会員事業所や東海地区のサービスセンター取扱いの物資斡旋事業に加え、新たに菊川市観光協会と連携しレンタサイクルツアーや、

会員事業所の食事券斡旋事業など、地域に密着した事業の充実に努めます。

- ・ 社会状況に応じた個人・社内旅行・会員友達等との旅行を支援し、遊園施設、文化施設、保養施設、宿泊施設、日帰り温泉施設等、契約施設での安価な利用の促進、余暇の支援を図ります。
- ・ 宿泊旅行における宿泊代金や富士山静岡空港を利用の宿泊代金の一部を補助します。

(3) 自己啓発を支援するための事業（定款第4条第1項第3号）

- ・ 会員の皆様が参加しやすい各種講座・教室を開催し、趣味と教養の拡大を支援します。また、ご要望のあった教室の平日開催も実施します。
- ・ 好評の「とうもんの里みそづくり」や「多肉寄せ植え」のほか、新たに「コーヒースクール」「健康セミナー」など充実した講座を開講します。
- ・ 近隣施設で利用できる施設利用券のPR、利用促進に努めて参ります。
- ・ NHK学園通信講座・SBS学苑講座・朝日テレビカルチャー、パソコン技術習得等の受講料の一部を補助します。

他にも生涯学習のユーキャンの還元価格での提供等、自己研鑽を支援します。

- ・ 静岡ろうきん、静岡県労福協、全福センター等関係団体の各種セミナーや講演会の情報提供をすることにより会員の生活支援、将来設計のお手伝いをします。

(4) 財産形成に係る事業（定款第4条第1項第4号）

- ・ 会員の皆様の財産形成を支援するため、労働金庫と提携し生活資金（結婚・出産・教育・医療・住宅購入・自動車購入等）の借入れの斡旋とそれに伴う信用保証料の一部を補助します。

(5) 老後の生活安定を図るための事業（定款第4条第1項第5号）

- ・ 会員の皆様の老後生活の安定を図ることを目的に、会員事業所に対し退職金制度の普及を図り、制度導入の事業所に対し掛金の一部を補助します。

(6) 生活の安定を支援するために必要な事業（定款第4条第1項第6号）

- ・ 会員の皆様の日常生活の安定を図ることを目的に、祝金・傷病見舞金・住宅災害見舞金・障害見舞金・死亡弔慰金等の給付事業を行います。

(7) その他目的達成に必要な事業（定款第4条第1項第7号）

- ・ OK！ワークホームページ等を活用し、最新の一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター情報を会員のみなさまにお伝えします。
- ・ OK！ワーク入会勧誘リーフレットを使って事業のわかりやすい紹介をして参ります。
- ・ 新規会員の加入の促進を図る会員拡大キャンペーンは、異動の多い 10・11 月（9・10 月手続き）と、4 月に会員となっていることによる、新入社員への支援、会員のお子様の小中学校入学祝金がお届けできるよう、3・4 月入会（2・3 月手続き）の 2 期間に分けて実施します。

キャンペーン期間中は入会金を無料とし、紹介者へのお礼を差し上げます。会報に加え 3 市及び商工会議所・商工会の広報等にキャンペーン掲載を依頼し P R するとともに中小企業と関連がある企業とのビジネスマッチングによる加入促進も検討してまいります。

新規会員の獲得には、クチコミが大変有効と考えます。評議員、理事そして監事の皆さまにも積極的な勧誘をお願いします。